この証明書には各種の不正防止処理を施してあります。

相許可第A0062号
相模原市指令（廃指一）第23号
令和7年7月11日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　神奈川県相模原市南区鵜野森二丁目２５番１２号
氏　名　　都市環境サービス株式会社
　　代表取締役　前田　隆之
（法人にあっては名称及び代表者氏名）

一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、次のとおり許可する。

相模原市長　本村　賢太郎

許可の年月日　　令和７年７月４日

許可の有効年月日　　令和９年７月３日

１．営業所の所在地及び名称
　神奈川県相模原市南区鵜野森二丁目２５番１２号
　都市環境サービス株式会社
２．取り扱い廃棄物の種類
　事業系一般廃棄物（ごみ）、家庭系臨時ごみ
３．営業の区域
　相模原市域内
４．条件
(1) 一般廃棄物の収集運搬は衛生的に行い、収集後は積替え及び保管をすることなく、指定された処分先へ搬入しなければならない。
(2) 市長は、許可事項に変更を要する事情が生じた場合これを変更する。また、許可を受けた者が許可事項の変更を必要とする場合は、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則第３４条第２項及び第３項に基づき手続きをしなければならない。
(3) 許可記載事項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和４７年相模原市条例第１２号）の規定、又は市長の指示に従って適正に収集運搬業務を行わなければならない。
(4) 市長の必要に応じ収集運搬業務の報告、資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。
(5) (3)の事項に違反したときは、許可を取り消す場合がある。
(6) 処分先
　事業系一般廃棄物（ごみ）：相模原市南清掃工場、株式会社イズミ環境（八王子市）
　家庭系臨時ごみ：相模原市一般廃棄物処理実施計画に定める焼却施設、ごみ・資源中継施設、粗大ごみ受入施設、資源化施設
(7) 取り扱い事務所
　申請書のとおり
５．許可の更新又は変更の状況
　令和７年７月４日　許可更新

（不服申立て等の教示）
この許可について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６ヶ月以内に相模原市を被告として提起することができます。

相模原市マスコットキャラクター
さがみん

この証明書には各種の不正防止処理を施してあります。